

権利能力なき社団が代表者への所有権移転登記を求める訴訟の原告適格
(最判小1平成26・2・27民集68巻2号192頁)

大阪学院大学大学院教授　細　見　利　明

1 事案の概要

本件は、自己が不動産の所有者であると主張する権利能力なき社団が原告となり、当該不動産の登記簿上の名義人の相続人を被告として、社団代表者への所有権移転登記を求めた所有権移転登記手続請求事件である。

Xは、盛岡市消防団に所属する分団の一つであり、権利能力なき社団である。Xの前身は「よ組」と呼ばれた岩手県盛岡市内の消防団体であるが、その頃から本件建物を番小屋として使用し、本件土地を敷地として使用していた。しかし、本件土地建物の登記簿上の所有名義は「よ組」のXではなく、所有名義は「よ組」の副頭取であり後に頭取となったE、次いで「よ組」の頭取のAへと移転され、Aが本件土地建物の登記簿上の所有名義人であった。これは「よ組」が権利能力なき社団であったことから、たとえ独自の予算により固有の資産、特に不動産を取得したとしても、これを「よ組」名義で所有権移転登記をすることができなかったから、「よ組」に所属する団員の名義で移転登記をしたためである。

その後、本件建物については、Aから、Bを含む関係者11名に共有持分各11分の1の所有権移転登記がなされこれら11名の共有名義となったが、本件土地についてはAからBの所有名義になり、さらに、Bの持分110分の100、上記Bを除く建物の共有者10名の共有持分各110分の1の共有名義となった。これは原審の事実認定によれば、本来、建物と同じく、本件土地についても、Bら11名の共有持分各11分の1の共有名義で登記するはずのところ、登記官の過誤で上記のような奇妙な持分割合による登記になったものである。

以上の経過により、Bは、本件土地について11分の10の、本件建物について11分の1の共有持分の登記名義人である。その後Bは死亡して長男Cが家督相続したが、Cも死亡し、YがCの法律上の地位を承継している。

2 訴訟の経過

Xは、本件土地建物の真実の所有者はXでありBはXから委任を受けて登記名義を有していたところ委任契約が終了した現在では登記をX代表者名義に移転する義務があると主張して、Bの相続人であるYに対し、本件土地建物についてなされたBの持分登記について、委任の終了を原因とするX代表者への所有権移転登記を求める訴訟を提起した。

第1審の盛岡地方裁判所は本件建物についてはXの請求を認容したが、本件土地につ

いてはXの請求を棄却した。その理由として述べているのは、本件土地がXの所有であるとは認められないこと、もし本件土地がXの所有であるなら本件建物と同様にして11名の等分の共有持分登記にされていて然るべきなのに、本件土地については、Bの持分110分の100、上記Bを除く建物の共有者10名の共有持分各110分の1の共有名義とされたのは真実はBの所有だからであるという。

原審の仙台高等裁判所は、本件土地について請求を棄却した第1審判決を取り消し、Xの請求を認容した。その理由として、本件土地について奇妙な持分の登記になっているのは登記官の過誤によるものであり、本件土地の真実の所有者がXであることは本件建物と同じであると判示している。ただし、原審が自判した主文は、「被控訴人（Y）は、控訴人（X）代表者Aに対し、本件土地について、委任の終了を原因とする持分移転登記手続をせよ。」とされている。

3 最高裁判決

Yは上告したが、その上告理由は、①本件はBからAに対する所有権移転登記を求める訴訟であるから原告となるべきはAであり、Xには当事者適格がない。②原判決は社団の代表者である旨の肩書を付した代表者個人名義への登記を命じているがこれは違法であり、単純に、「被控訴人（Y）は、Aに対し、本件土地について、委任の終了を原因とする持分移転登記手続をせよ。」となるべきであったというものである。

最高裁は次のように説示して上告を棄却した。

「（1）訴訟における当事者適格は、特定の訴訟物について、誰が当事者として訴訟を追行し、また、誰に対して本案判決をするのが紛争の解決のために必要で有意義であるかという観点から決せられるべき事柄である。そして、実体的には権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産については、実質的には当該社団が有しているとみるのが事の実態に即していることに鑑みると、当該社団が当事者として当該不動産の登記に関する訴訟を追行し、本案判決を受けることを認めるのが、簡明であり、かつ、関係者の意識にも合致していると考えられる。また、権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産については、当該社団の代表者が自己の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟を提起することが認められているが（最高裁昭和45年（オ）第232号同47年6月2日第二小法廷判決・民集26巻5号957頁参照）、このような訴訟が許容されるからといって、当該社団自身が原告となって訴訟を追行することを認める実益がないとはいえない。

そうすると、権利能力のない社団は、構成員全員に総有的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社団の代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有すると解するのが相当である。そして、その訴訟の判決の効力は、構成員全員に及ぶものと解されるから、当該判決

の確定後、上記代表者が、当該判決により自己の個人名義への所有権移転登記の申請をすることができることは明らかである。なお、この申請に当たって上記代表者が執行文の付与を受ける必要はないというべきである。

(2) また、原判決の主文においては、「被上告人代表者A」への持分移転登記手続が命じられているが、権利能力のない社団の代表者である旨の肩書を付した代表者個人名義の登記をすることは許されないから（前掲最高裁昭和47年6月2日第二小法廷判決参照）、上記の主文は、Aの個人名義に持分移転登記手続をすることを命ずる趣旨のものと解すべきであって、「被上告人代表者」という記載をもって原判決に違法があるということとはできない。」

4 評釈

判旨に賛成する。

当事者適格は訴訟物たる権利義務の帰属者に与えられるから、本件の訴訟物たる所有権移転登記請求権は誰に帰属する権利かが問題となる。Xの代表者AはXから委任を受けて自己名義への登記を要求できるからA個人の権利であるとも言える。そうすると、Aが当事者適格を有する。しかし、委任者たるXもまた自己に帰属する権利を行使する者として当事者適格を有するというのが判示第1点である。

次に、登記手続を命じた原審の判決主文は文字どおりの意味では登記実務と整合性がなく登記不能な登記を命じたものとして不合理な内容であるが、最高裁は「意味解釈」ないし「善解」をして原判決を肯定したものである。しかしこのような無理をせずに、破棄自判してもよかったのではないかと思う。

本件のような事案はかつては農村地域でよく生じた事件である。農村地域の集落は、「部落」とか「区」とか呼ばれ、墓地、神社、公会堂、山林、池などのように集落が所有するが、集落名義では登記できないために代表者数名の共有持分の登記がされたりされていた。しかし、登記名義人は古い明治時代の人でありとっくの昔に死亡していたのでこれを現在の代表者名義に変更しようとして、登記名義人の相続人に協力を求めたところ、先祖の名義の登記があるならそれは我々の所有だと主張されたりして協力を得られず訴訟になることもあった。本件もこれと同種の訴訟事案である。

なお、山村の集落のような地縁団体については平成3年の地方自治法の改正により、市町村長から認可を受けた地縁団体については団体名義で所有権移転登記をすることが可能になったから（地方自治法260条の2）、現在では、このような認可地縁団体は、登記名義人に対し、自己への所有権移転登記を請求できる。